



特許関連出願案における聯合面接方案(和訳)

2012年9月28日智專字第10112203880号公布施行

2013年5月10日智專字第10212201940号改正公布

一、 目的

産業界、学会及び個人の研究開発新規成果に対して早期に特許の保護を取得できることを目指すと共に、重要な特定的技術分野に対して聯合方式審査の採用により完全な特許戦略の構築を寄与するため、知的財産局は、「特許関連出願案における聯合面接」方案を設けた。これにより、出願人は、初審査段階に入る特許出願案に対し聯合面接を申請できるようになり、審査官は、聯合面接で審査を集中的に行うことで、出願案の技術内容を迅速に理解できるようになる上に、特許審査の効率が向上させられる。

二、 定義:

- (1) 特許関連出願案: 初審査の段階において、同一出願人が提出した、同一技術関連性を有する一連の発明特許出願案。
- (2) 聯合面接: 上記の同一技術関連性を有する複数の特許出願に対して、同一の時間、場所にて面接を行うこと。

三、 実施方法

出願人は、特許関連出願について、関係書類を添付して知的財産局に聯合面接を申請することができる。聯合面接一度につき請求できる特許出願の件数は少なくとも2件以上であるが、10件以下を限度とする。

四、 申請要件

次の要件に全て合致した初審査を受けている特許出願について出願人又は代理人に委任して聯合面接を申請することができる。

- (1) 同一出願人の提出した特許出願。
- (2) 同一技術関連性を有する特許出願。



- (3) 既に実体審査が請求され、且つ、公開公報に公開された特許出願。
- (4) 国内優先権主張の基礎出願でない特許出願。
- (5) 審査意見通知書を受けていない特許出願。

五、 提出書類

- (1) 特許関連出願案に対する聯合面接の申請書
- (2) 特許関連出願案の案件リスト
- (3) 特許関連出願案の技術関連説明書
- (4) 委任状:全ての特許関連出願案に対して聯合面接を行う代理権限が与えられたことを示すもの。例えば、聯合面接を申請した特許関連出願案に関し、その聯合面接の申請が、異なる代理人により代理された場合、又は、聯合面接の委任が与えられた代理人により代理された場合は、当該聯合面接を取り扱う代理権を有すると示す委任状を提出しなければならない。

上記の書類の他に、特許関連出願案と関係のある先行技術のサーチレポート、文献資料、外国対応出願の審査結果資料及び審査官の審査に有利な書類などの資料を併せて添付して提出してもよい。

六、 申請手続きの流れ

- (1) 聯合面接を申請する場合、出願人は上記の「五、提出書類」に記載された書類を提出しなければならない。提出書類に不備があれば、知的財産局は、出願に対して指定期限までに補正をしようと通知指令を発し、その指定期限内に補正がなかった場合、聯合面接の請求が無効になったとされ、通知書を発行せずに通常の審査に戻る。
- (2) 特許関連出願案の一部又は全部の出願が、次の状況のいずれかに該当する場合は、知的財産局は電話にてその案件が通常の審査に戻る(つまり、聯合面接が受理されない)ことを出願人に連絡する。
 - 1、前記の「四、申請要件」の規定に違反する。
 - 2、前記の「三、実施方法」の件数規定に違反する。この場合は、審査官は、技術全体



の関連性により聯合面接を受けるか否かを判断することができる。

- (3) 前記の全ての規定に合致するものについて、審査官は書類完備後の1ヶ月以内に出願人と連絡して聯合面接の時間と場所を決めた後、通知書にて聯合面接の時間と場所を出願人に通知する。
- (4) 聯合面接を行う際に、出願人は、各出願の発明技術内容を提示すると共に各クレームの内容を説明すべきであり、且つ、特許を取得しようとする各々の請求項について、それぞれ特許を与えるべき理由を説明すべきである。
- (5) 知的財産局は、原則として、聯合面接後の3ヶ月以内に、審査結果（審査意見通知書又は査定書）を発行する。又は、出願人が聯合面接での審査官の指示に従って指定期限内に補正書又は上申書を提出した場合は、その提出日より3ヶ月以内に審査結果が発行される。

七、 注意事項

- (1) 知的財産局が配布している面接作業要項の第2項の規定に従って、出願人の申請により、審査官は職権に基づいて出願人に聯合面接を通知する。
- (2) 聯合面接を行った特許関連出願案に対して、聯合面接の後にその出願の取り下げを申請する場合は、その取り下げの請求を許可するが、審査請求費の返還請求は不可とする。

八、 その他

この方案に関わる事項は、「経済部知的財産局による面接作業要項」における関連規定に準用して対処される。

知的財産局は、審査負荷の過重又はその他の原因により、この方案を改正又は終止することができる。